

第 58 期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年3月26日（金曜日）午前10時

場 所

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）5階 穂高

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件
- 第4号議案 取締役報酬額の改定の件

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、皆様の健康と安全を優先し、本年は健康状態にかかわらず、当日のご来場は可能な限り控えていただき、書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様へのお土産品の配布はございません。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

～新型コロナウイルス感染防止の対応について～

1. 株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、皆様の健康と安全を優先し、本年は健康状態にかかわらず、当日のご来場は可能な限り控えていただき、書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

2. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ・ご来場の際には、事務局スタッフにより非接触型検温計による体温測定をさせていただきます。発熱、咳等の体調不良とお見受けされた方には、入場をお控えいただきます。
- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・株主様1名様に1枚ずつ当社製品のマスク『ハイラック』をお渡しいたしますので、その場でご着用されてから、ご入場いただきます。
- ・接触感染リスクの低減及び株主様の安全を確保するため、座席の間隔を例年より広げていることから、株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がありますので、予めご了承ください。

3. 当社の対応について

- ・株主総会の運営に当たる事務局スタッフは、検温を含め、体調を確認したうえで参加いたします。
- ・当社役員、事務局スタッフは当社製品のマスク『ハイラック』を着用して対応させていただきます。
- ・受付付近での混雑緩和のため、例年受付で手渡ししている各種書類は会場内に準備いたします。

4. お土産について

- ・本総会でのお土産品の配布はございません。

本株主総会会場において、感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することはできません。総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容に応じて、ご自身及び周囲への感染防止のために、慎重なご判断をお願い申し上げます。また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトURL <https://www.koken-ltd.co.jp/ir/stock/meeting.html>

株主の皆様には、事情ご賢察のうえ、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7963
2021年3月11日

株 主 の 皆 様 へ

東京都千代田区四番町7番地
 **興研株式会社**
代表取締役社長 村 川 勉

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、本株主総会へのご来場は可能な限りお控えいただきますようお願い申し上げます。議決権行使につきましては、ご出席に代えて書面により行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木曜日）午後5時10分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）5階 穂高
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第58期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算
書類監査結果報告の件
2. 第58期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）
計算書類報告の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件
- 第4号議案 取締役報酬額の改定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - ◎本招集ご通知に添付すべき提供書面のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載しております「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」も含まれております。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトURL <https://www.koken-ltd.co.jp/ir/stock/meeting.html>

(提供書面)

第58期 事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2020年1～12月)は、新型コロナウイルス感染症により経済活動が停滞し、景気は大幅に悪化しました。政府の一連の対策等により、国内の経済活動には一部持ち直しの動きが見られましたが、当年度終盤は再び感染拡大が起り、内外ともに社会経済活動が制限され、景気は不安と混乱の中、下振れして推移しました。

当社グループではこの環境の下、全社員に対し当社製感染症対策用N95マスク「ハイラック350型」の常時着用を義務付けたほか、在宅勤務やテレビ会議の積極的活用を進め、社員全員の感染対策を徹底し、主要製品の安定供給に努めました。

マスク関連事業においては、1月より開始した「ハイラック350型」の増産を継続するとともに、産業分野の既存顧客への安定供給を確保しつつ、政府からの出荷要請への対応等、販売店と共に緊急度に応じた全国各地の医療機関への小口分納を拡大させ、特に医療従事者を護るべく、全社一丸となった取り組みを行いました。

その他事業(環境関連事業等を含む)においては、訪問営業の機会確保が難しい状況にありましたが、戦略商品であるオープンクリーンシステム「KOACH」と自動ブラッシング機能付き内視鏡洗浄消毒装置「鏡内侍II G」は、これまでの物件情報を確実にフォローするなど代理店との協働営業を進めた結果、「KOACH」は前年実績を若干下回りましたが、「鏡内侍II G」は同実績を上回る成果を得ました。

これらの結果、当連結会計年度の実績は、売上高101億52百万円(前連結会計年度比18.0%増)、営業利益11億33百万円(同99.6%増)、経常利益10億97百万円(同107.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益8億37百万円(同125.4%増)となり、売上高、利益ともに過去最高の業績を収めました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

(マスク関連事業)

感染症対策用マスクの医療分野での需要が急増・高止まりして推移し、年度後半からは政府・自治体等からの備蓄用としての注文も増加しました。そうした需要の増加に対し、当社グループでは、国内外でのフル生産を継続するとともに、群馬テクノヤード内に製造設備を増設し、供給量の拡大に努めました。

一方、産業用の防じんマスク、防毒マスクについては、上半期はマスク不足の懸念による仮需が生まれました。第3四半期以降はその反動で、前年同四半期比10%程度の減収となりました。

これらの結果、当事業全体の売上高は91億49百万円(同21.8%増)となりました。

(その他事業／環境関連事業等を含む)

オープンクリーンシステム「KOACH」については、対面営業の極端な減少から、販売件数、販売台数は前年実績を下回りましたが、前期受注済みであった大型機種「フロアーコーチ」の納入が続いたことから、売上高は前年実績を若干下回る水準を維持することができました。

自動ブラッシング機能付き内視鏡洗浄消毒装置「鏡内侍ⅡG」につきましても、訪問営業の自粛や医療施設の経営悪化等により厳しい事業環境にありましたが、既存顧客の更新需要を受注に結びつけるなどし、売上を伸ばしました。

これらの結果、当事業全体の売上高は、10億2百万円(同8.2%減)となりました。

セグメント別売上高

区 分	第57期 (2019年12月期)		第58期 (2020年12月期)		前連結会計 年度比
	金 額	構成比	金 額	構成比	
	千円	%	千円	%	千円
防 じ ん マ ス ク	4,091,494	47.6	5,959,945	58.7	1,868,451
防 毒 マ ス ク	2,188,609	25.4	1,959,479	19.3	△229,129
防じんマスク・防毒マスク 関連その他製品	1,232,440	14.3	1,229,653	12.1	△2,787
マスク関連事業計	7,512,544	87.3	9,149,079	90.1	1,636,534
そ の 他 事 業	1,092,786	12.7	1,002,960	9.9	△89,825
合 計 (上記のうち輸出分)	8,605,330 (189,856)	100.0 (2.2)	10,152,040 (174,301)	100.0 (1.7)	1,546,709 (△15,554)

② 海外生産子会社「SIAM KOKEN LTD.」の状況

使い捨て式防じんマスクの米国検定等を取得し、海外生産拠点として2015年6月より生産を開始しております。今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対策用マスクの需要増に対しては、速やかに増産体制を敷き、日本への供給量を拡大しました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額（無形固定資産を含む）は6億94百万円で、その主たるものは次のとおりであります。

- テクノヤード製造装置 389百万円
- 労働安全衛生保護具等金型 141百万円
- テクノヤード建物 68百万円
- テクノヤード器具備品 37百万円

④ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と極度額31億円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第55期 2017年 12月期	第56期 2018年 12月期	第57期 2019年 12月期	第58期 (当連結会計年度) 2020年 12月期
売 上 高(千円)	8,459,868	8,326,657	8,605,330	10,152,040
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	492,485	358,873	371,610	837,662
1株当たり当期純利益	98円19銭	71円55銭	74円21銭	167円34銭
純 資 産(千円)	9,428,496	9,587,187	9,796,310	10,465,670
総 資 産(千円)	17,354,879	18,915,638	18,338,348	19,004,153
1株当たり純資産額	1,867円80銭	1,911円51銭	1,956円95銭	2,090円67銭

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で親会社株主に帰属する当期純利益を除いたものであります。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。
4. 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付信託（J-E SOP）」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第55期 2017年12月期	第56期 2018年12月期	第57期 2019年12月期	第58期 (当事業年度) 2020年12月期
売 上 高(千円)	8,459,868	8,326,657	8,605,330	9,827,767
当 期 純 利 益(千円)	470,351	346,867	356,534	646,751
1株当たり当期純利益	93円78銭	69円16銭	71円20銭	129円20銭
純 資 産(千円)	9,469,649	9,591,161	9,791,197	10,300,281
総 資 産(千円)	17,314,910	18,828,217	18,257,404	18,763,582
1株当たり純資産額	1,876円1銭	1,912円31銭	1,955円93銭	2,057円63銭

(注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数で当期純利益を除いたものであります。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。
4. 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」及び「株式給付信託（J-E SOP）」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SIAM KOKEN LTD.	150,000千バーツ	100.00%	使い捨て式 防じんマスクの 製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業価値の更なる向上と持続的な発展・成長を実現するために、3つの経営理念「人を育てる」「技術を育てる」「クリーン、ヘルス、セーフティの分野で新市場を育てる」を基に、それぞれの継続的課題に取り組んでおります。

① 人を育てる

多様性を受容する当社独自の人事管理制度「興研トータル人事システムHOPES（ホープス）」に基づき、年齢、性別、勤続年数を問わず活躍の場を与え、常に意欲のある人材を適所に登用しております。また、専門知識・能力向上を図る独自の社内研修プログラムを確立し、職分に応じて計画的、効果的に能力開発を進めております。

② 技術を育てる

創業以来、守り続けてきた「他社に追随しない」「徹底的に研究する」という研究開発の理念を技術開発員一人ひとりに徹底・浸透させるため、技術専門能力を評価するマイスター制度や技術開発員と取締役全員が参加する月例研究発表会といった独自の仕組みを継続、運用しております。

③ クリーン、ヘルス、セーフティの分野で新市場を育てる

<クリーン>

世界最上級の清浄空間を、周りを囲うことなく短時間かつ低消費電力で形成する革新的なクリーンシステム「コーチ KOACH」を先進的技術開発を支える必須デバイスとして広く普及させ技術・生産の飛躍的進化へ貢献して参ります。

<ヘルス>

使い捨て式マスク「ハイラック」シリーズの安定的且つ最大限に供給できる体制を敷き、広く全国の医療現場等へ普及拡大させ、安心の「ハイラック」ブランドの確立を目指します。

誰でも簡単に洗浄消毒でき、洗浄消毒スタッフの方々の負担やリスクを大幅に軽減し、検査作業等にゆとりを生み出す内視鏡洗浄消毒装置「かがみないし 鏡内侍 II G」の拡販、普及に努めます。

<セーフティ>

厚生労働省が推進する規制・管理強化に対し、安全性と使い易さを追求した製品開発はもとより、産業を支える労働者を護るべく適時・的確な情報提供を行い、適正な

呼吸用保護具の着用を推奨して参ります。

今後、需要拡大が見込まれる電動ファン付き呼吸用保護具「ブレスリンク」シリーズや使い捨て式マスク「ハイラック」シリーズをはじめとした高機能・高付加価値製品の開発・普及を通じ、国内産業用マスクのトップメーカーとしての使命を果たして参ります。

当社グループは、昨年発生した新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した、以下のようなリスク及び課題に対し、優先して取り組んでおります。

①マスクの生産・供給体制について

新型コロナウイルス感染症によって急拡大した感染対策用マスクの需要に対して更なる生産能力の向上と安定供給の維持に努めます。一方産業分野では、感染症拡大に伴い主要顧客である製造業において休業や稼働率低下が生じ、マスクの受注数が前年割れとなる傾向を示しました。

コロナ禍の収束は見通しが立たず、長期化も視野に入れる必要がある中、日々変化する状況に応じ生産から供給への一連の対応策を機動的且つ柔軟に実行して行くことが求められております。

タイの生産子会社においては昨年2月よりフル生産に入り、全量を日本に出荷する体制を取りましたが、タイ政府による輸出許可の停止や一部同国への供給が求められるなど、海外での生産・輸送におけるリスクが発生しました。これに対し速やかに国内の群馬テクノヤード内に新たな生産設備を増設し、総生産量の拡大と安定供給体制の強化に取り組みました。今後も様々な制限が発生する可能性があります。マスクメーカーとしての社会的使命に応えるべく最大限の供給責任を果たして参ります。

②営業活動について

スーパークリーンシステム「KOACH」、自動ブラッシング機能付き内視鏡洗浄消毒装置「鏡内侍ⅡG」の販売については、訪問・対面営業の制限が続き、新たな物件情報の取得が前年を下回る状況にあります。これに対し、Web会議等のシステムを活用した新しい営業活動を既に立ち上げて取り組んでいますが、今後更に発展させ、リモートワークによる顧客、代理店への効果的な営業へと進化させて参ります。

③社員の感染対策について

2009年の新型インフルエンザの国内流行以降、当社グループでは緊急増産の体制づくり、パンデミック時の行動要領を整備していたことで、短期間での増産体制を敷くことができました。また、全社員に対して当社製N95マスク「ハイラック350型」の常時着用を義務付けたほか、在宅勤務、サテライト分散勤務やテレビ会議の積極的活用により、ピーク業績をも支えるオペレーション体制を構築し維持しています。

今後も徹底した社員の感染対策を取りながら、受注から生産、出荷に至る一連のオペレーション管理の強化、維持に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは、防じんマスク、防毒マスクなどの労働安全衛生保護具及び環境関連機器・設備の製造、販売を行っております。

(6) 主要な事業所及び工場 (2020年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区四番町7番地
狭山テクノヤード	埼玉県狭山市広瀬台2-15-33
群馬テクノヤード	群馬県みどり市笠懸町久宮381-1
所沢テクノヤード	埼玉県所沢市城858-1
中井テクノヤード	神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2442-12
嵐山テクノヤード	埼玉県比企郡嵐山町花見台3-3
先進技術センター	埼玉県飯能市茜台3-10-1
埼玉配送センター	埼玉県比企郡嵐山町花見台3-3

② 連結子会社

SIAM KOKEN LTD.	タイ王国チョンブリ県
-----------------	------------

(7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 320名 (前連結会計年度末比38名増)

- (注) 1.同一の従業員が複数の事業に従事しているため、セグメントに関連付けての記載は行っておりません。
2.従業員数が前連結会計年度末に比べて増加したのは、主に増産体制への対応によるものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
236名	4名増	41歳3ヶ月	16年4ヶ月

(注) 従業員数には、嘱託・パートの195名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入残高
	千円
株式会社みずほ銀行	2,511,600
株式会社りそな銀行	1,581,019
株式会社三菱UFJ銀行	955,440
株式会社日本政策投資銀行	556,440

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(10) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,104,003株
(自己株式51,908株を含む)
- ③ 株主数 3,533名
(前事業年度末比1,030名増)
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 株	持株比率 %
公益財団法人酒井CHS振興財団	600,000	11.88
酒井眞一	591,000	11.70
酒井宏之	559,400	11.07
株式会社りそな銀行	244,300	4.84
酒井香織	229,600	4.54
酒井理絵	229,600	4.54
株式会社みずほ銀行	227,900	4.51
久保井美帆	226,000	4.47
山中春名	226,000	4.47
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	95,000	1.88

(注) 持株比率は自己株式 (51,908株) を控除して計算しております。

(11) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	酒井 眞 一	酒井建物株式会社 代表取締役
代表取締役社長	村 川 勉	技術本部担当
代表取締役副社長	堀 口 展 也	製造本部担当 SIAM KOKEN LTD. 取締役社長
専務取締役	村 松 光 二	マーケティング本部担当
専務取締役	田 中 文 和	営業本部担当
常務取締役	井 端 秀 明	管理本部担当
取締役	長 坂 利 明	経理部長
取締役相談役	酒 井 宏 之	
取締役	櫻 井 しのぶ	三重大学 名誉教授 順天堂大学大学院医療看護学研究科 教授
常勤監査役	秋 山 俊 雄	
常勤監査役	伊 藤 善 博	
監査役	階 戸 照 雄	日本大学大学院総合社会情報研究科 教授
監査役	白 日 光	さくら共同法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役櫻井しのぶ氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役階戸照雄氏及び監査役白 日光氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同証券取引所に届け出ております。

4. 監査役の財務及び会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。
- ・ 監査役階戸照雄氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・ 監査役白 日光氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

区 分	員数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	254,928 (8,300)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	37,600 (13,400)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・ 2021年3月26日開催の第58期定時株主総会において付議いたします、取締役9名に対する賞与支給予定額、53,500千円（うち社外取締役1名に対し1,500千円）。
 - ・ 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額37,300千円（取締役9名に対し33,300千円（うち社外取締役1名に対し800千円）、監査役4名に対し4,000千円（うち社外監査役2名に対し1,400千円））。
 - ・ 当事業年度における役員株式給付引当金の繰入額7,328千円（取締役6名に対し7,328千円）。

④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役櫻井しのぶ氏は、三重大学名誉教授及び順天堂大学大学院医療看護学研究科教授であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役階戸照雄氏は、日本大学大学院総合社会情報研究科の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役白日光氏は、さくら共同法律事務所のパートナー弁護士であります。当社はさくら共同法律事務所の他のパートナー弁護士と法律顧問に関する契約を締結しておりますが、同氏との取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 櫻 井 しのぶ	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、取締役会において、大学院・大学の教授として、公衆衛生看護学等の専門的な幅広い知識と見識を生かして議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 階 戸 照 雄	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、また監査役会6回すべてに出席し、取締役会及び監査役会において大学院教授としての幅広い知識と見識を生かして議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 白 日 光	当事業年度に開催された取締役会7回すべてに出席し、また監査役会6回すべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、取締役会及び監査役会において、適法性・妥当性等の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第30条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

(12) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

監査法人A & Aパートナーズ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるSIAM KOKEN LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(13) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制の概要)

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の概要は以下のとおりです。
(最終改定日 2015年8月7日)

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、各部門及び子会社において諸規程が経営の実情に合致しているか常に点検し、諸規程の見直しを行うとともに、法令及び諸規程を遵守した業務執行の徹底と実施状況の監視を各部門長の重要な職務と位置付けています。また、コンプライアンス規程により業務の執行に当たり対応する法令及び社内諸規程の遵守に関するチェック、並びに役職員に対する教育・研修を実施しています。

当社及び子会社は、コンプライアンス違反行為の早期把握、早期是正を行う体制をとるものとし、当社においては、社内の内部通報体制として「KOKENコンプライアンスヘルプライン」を整備・運用しています。

当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、全社一体で毅然とした態度をもって対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、文書管理規程及び機密情報管理規程に従って情報を保存・管理し、当該情報を職務の執行のために必要とする者に対して適切に開示する体制をとっています。

機密情報、個人情報そしてインサイダー情報などの漏洩のリスクに的確に対処するため、その教育や監査体制にも重点を置いた情報管理体制の整備、強化に努めます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社は、管理本部、マーケティング本部、営業本部、技術本部、製造本部が本部内の各部門及び子会社のリスクを統制すると同時にそれぞれが相互に牽制を行う体制をとっています。その業務執行状況については内部監査規程により業務監査を行い、また、特に製品に関しては品質保証監査によりチェックを実施します。その結果は社長に報告され、必要に応じ改善措置を講じる体制となっています。

当社及び子会社全体のリスク管理は内部統制担当役員が統括し、必要な規程の整備を推進するとともに、想定されるリスクの低減及び緊急事態への対応が可能なリスク管理体制の整備に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、原則として毎月1回取締役会を開催し、経営上の重要事項の決定及び執行の監督を行います。

取締役、幹部社員、監査役で構成する幹部会議を毎月1回開催し、経営意思の伝達及び各部門及び子会社の業務遂行状況と問題点の把握、対応策の討議を行っています。

また、年度予算制度により、予算の執行は各部門及び子会社が立案した業務目標及び品質目標に基づく実行計画によって遂行し、目標の進捗・達成状況を定期的に社長に報告し、適宜、計画及び社内諸規程などのシステムの有効性についての確認を行って継続的な改善に努める体制をとっています。

なお、当社においては、会社意思決定機能と業務執行機能の分離による機能強化及び執行責任の明確化を図るために、執行役員制度を導入しています。

⑤ 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「我社の理念」を企業集団全体で共有し、その実現に向け、企業集団全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築に努め、必要な管理を行います。

当社は、海外子会社管理規程に定める事項についての報告を子会社に求め、子会社の意思決定及び業務執行の適正性及び効率性を確保します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役より監査事務の補助の求めがあった場合、使用人を監査役会補助スタッフとして配置するよう努めます。配置する使用人の任命については、取締役と監査役が協議して決定します。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会補助スタッフとして使用人を配置した場合、その使用人に対する指揮命令権は監査役に属するものとします。また、当該使用人の人事考課は監査役が実施し、人事異動については、取締役と監査役が協議して決定します。

⑧ 監査役に報告をするための体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社取締役会または幹部会議で業務執行状況及びリスクとなる問題点とその対応策について監査役に報告する体制となっています。

また、当社においては、前述の体制以外に内部通報制度「KOKENコンプライアンスヘルプライン」に常勤監査役への通報、相談の窓口を設けることにより、監査役への報告が可能な体制となっています。

これらの報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることをコンプライアンス規程により禁止しています。

⑨ **監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払などの請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該請求に応じるものとします。

⑩ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会は、監査役の監査が実効的に行われることを目的として、定期的に代表取締役と監査役との意見交換を行うための会議を開催しています。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① **コンプライアンス体制及びリスク管理について**

当事業年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、業務監査、品質保証監査及び安全衛生・環境監査の実施は延期しましたが、主な業務プロセスや監査項目については関係部門からの報告や記録の提出、或いは事業所の巡視等を通じて、法令及び社内諸規程の遵守状況のチェックに努めております。教育、研修については、社内教育研修を通してその遵守を図っております。

損失の危険管理の体制としては、5本部の各本部長が、基本的に毎日ミーティングを実施し、リスク情報の共有を行っております。

社内諸規程については、適切に運用できる状態にするために、常に見直しを行っており、年に1度、全諸規程についてのレビューを行っております。

機密情報、個人情報、インサイダー情報の漏洩防止のために、文書管理規程、機密情報管理規程、個人情報管理規程、インサイダー取引防止規程、マイナンバー情報管理規程を整備し、運用を行っております。また、情報漏洩リスクへの対処として、業務で使用する全パソコンについて定期的なチェックを行っております。

内部通報制度として「KOKENコンプライアンスヘルプライン」を整備、運用しております。

反社会的勢力対応として、必要に応じて取引先等の属性を確認し、契約書等には暴力団排除条項を導入しております。

なお、当事業年度は、新型コロナウイルス感染症について、以下の様な対策を行ったうえで業務を遂行しました。

- ・全従業員及び家族へ当社製感染対策用マスク「ハイラック」を配布し、業務中、通勤中の着用を徹底しました。
- ・各事業所での強酸性電解水での手洗いを励行し、またアクリルパーテーションを配備するなど感染症対策を行いました。
- ・在宅勤務体制を整えました。また、事業所に出勤する必要がある役員、従業員は、郊外事業所への一時的な勤務地変更、事業所近くの宿泊施設からの通勤、通勤電車を避けるための車通勤等、通勤時の感染リスク低減の対策を行いました。
- ・直接の接触や移動時のリスクを避けるため、Webテレビ会議システムを活用しました。

② 取締役、監査役の職務執行について

当事業年度において取締役会を7回、幹部会議を8回開催しました。これらの会議には監査役も出席し、経営上の重要事項の決定及び執行の監督を実施しました。（以上の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。）

監査役は取締役への監査報告会を開催し、意見交換を行っております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,860,474	流 動 負 債	4,325,079
現金及び預金	1,564,925	買掛金	300,316
受取手形及び売掛金	2,699,724	短期借入金	1,485,000
電子記録債権	456,424	1年内返済予定の長期借入金	962,000
商品及び製品	712,979	未払金	222,086
仕掛品	545,876	未払費用	227,576
原材料及び貯蔵品	736,934	未払法人税等	242,025
その他	143,608	賞与引当金	404,000
固 定 資 産	12,143,679	役員賞与引当金	53,500
有形固定資産	10,552,788	その他の	428,573
建物及び構築物	3,342,102	固 定 負 債	4,213,404
機械装置及び運搬具	598,967	長期借入金	3,157,500
土地	5,947,611	役員退職慰労引当金	683,500
リース資産	330,535	株式給付引当金	68,732
建設仮勘定	193,066	役員株式給付引当金	24,111
その他	140,504	その他	279,560
無形固定資産	54,372	負 債 合 計	8,538,483
リース資産	8,784	純 資 産 の 部	
その他	45,588	株 主 資 本	10,474,275
投資その他の資産	1,536,518	資 本 金	674,265
投資有価証券	68,157	資 本 剰 余 金	534,375
繰延税金資産	519,936	利 益 剰 余 金	9,418,605
役員に対する保険積立金	862,767	自 己 株 式	△152,970
その他	89,656	その他の包括利益累計額	△8,605
貸倒引当金	△4,000	その他有価証券評価差額金	5,577
		繰延ヘッジ損益	△36,489
		為替換算調整勘定	22,307
資 産 合 計	19,004,153	純 資 産 合 計	10,465,670
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,004,153

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,152,040
売上原価	5,261,228
売上総利益	4,890,811
販売費及び一般管理費	3,757,548
営業利益	1,133,263
営業外収益	
受取利息及び配当金	3,582
受取手数料	6,572
受取出向料	5,392
補助金収入	21,163
その他の	6,459
営業外費用	
支払利息	42,683
為替差損	7,019
その他	28,860
経常利益	1,097,870
特別利益	
固定資産売却益	22
特別損失	
固定資産除売却損	599
減損損失	47,991
税金等調整前当期純利益	1,049,302
法人税、住民税及び事業税	302,002
法人税等調整額	△90,362
当期純利益	837,662
親会社株主に帰属する当期純利益	837,662

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	674,265	527,963	8,707,097	△146,557	9,762,768
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△126,154		△126,154
親会社株主に帰属する 当期純利益			837,662		837,662
自己株式の処分		6,412		8,933	15,345
株式給付信託による 自己株式の取得				△15,345	△15,345
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	6,412	711,507	△6,412	711,507
当連結会計年度期末残高	674,265	534,375	9,418,605	△152,970	10,474,275

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定 勘定	その他の包括 利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	18,227	△37,626	52,941	33,542	9,796,310
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△126,154
親会社株主に帰属する 当期純利益					837,662
自己株式の処分					15,345
株式給付信託による 自己株式の取得					△15,345
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△12,650	1,137	△30,634	△42,147	△42,147
連結会計年度中の変動額合計	△12,650	1,137	△30,634	△42,147	669,359
当連結会計年度期末残高	5,577	△36,489	22,307	△8,605	10,465,670

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,426,328	流動負債	4,249,897
現金及び預金	1,265,372	買掛金	356,099
受取手形	802,669	短期借入金	1,485,000
電子記録債権	456,424	1年内返済予定の長期借入金	962,000
売掛金	1,882,759	未払金	219,424
商品及び製品	666,683	未払費用	205,591
仕掛品	531,237	未払法人税等	242,025
原材料及び貯蔵品	625,759	賞与引当金	404,000
関係会社未収入金	31,162	役員賞与引当金	53,500
関係会社短期貸付金	92,880	その他の	322,256
その他の	71,379	固定負債	4,213,404
固定資産	12,337,254	長期借入金	3,157,500
有形固定資産	10,259,030	役員退職慰労引当金	683,500
建物	3,008,065	株式給付引当金	68,732
構築物	160,969	役員株式給付引当金	24,111
機械及び装置	552,962	資産除去債務	14,970
車両運搬具	1,137	その他の	264,589
工具、器具及び備品	138,297	負債合計	8,463,301
土地	5,874,717	純 資 産 の 部	
リース資産	330,535	株主資本	10,331,193
建設仮勘定	192,344	資本金	674,265
無形固定資産	54,138	資本剰余金	534,375
特許権	13,578	資本準備金	527,936
電話加入権	9,423	その他資本剰余金	6,438
ソフトウェア	21,294	利益剰余金	9,275,522
その他の	9,841	利益準備金	168,566
投資その他の資産	2,024,085	その他利益剰余金	9,106,956
投資有価証券	68,157	別途積立金	7,986,000
関係会社株式	472,087	圧縮記帳積立金	19,837
繰延税金資産	536,385	繰越利益剰余金	1,101,119
役員に対する保険積立金	862,767	自己株式	△152,970
その他の	88,687	評価・換算差額等	△30,912
貸倒引当金	△4,000	その他有価証券評価差額金	5,577
		繰延ヘッジ損益	△36,489
資産合計	18,763,582	純資産合計	10,300,281
		負債・純資産合計	18,763,582

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,827,767
売上原価	5,277,530
売上総利益	4,550,237
販売費及び一般管理費	3,645,644
営業利益	904,592
営業外収益	
受取利息	3,636
受取配当金	3,394
経営指導料	20,228
補助金の収入	21,163
その他	18,423
合計	66,847
営業外費用	
支払利息	42,683
為替差損	9,386
売却引	9,699
その他	19,160
合計	80,930
経常利益	890,508
特別利益	
固定資産売却益	22
特別損失	
固定資産除売却損	599
減損損	47,991
合計	48,590
税引前当期純利益	841,940
法人税、住民税及び事業税	302,000
法人税等調整額	△106,811
当期純利益	646,751

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
						別 途 積 立 金	圧 縮 記 帳 積 立 金	繰 上 利 剰 余 金				
当 期 首 残 高	674,265	527,936	26	527,963	168,566	7,686,000	20,800	879,558	8,754,926	△146,557	9,810,596	
事 業 年 度 中 の 変 動 額												
別 途 積 立 金 の 積 立						300,000		△300,000		-	-	
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩							△963	963		-	-	
剰 余 金 の 配 当								△126,154	△126,154		△126,154	
当 期 純 利 益								646,751	646,751		646,751	
自 己 株 式 の 処 分			6,412	6,412						8,933	15,345	
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 取 得										△15,345	△15,345	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)												
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	6,412	6,412	-	300,000	△963	221,560	520,596	△6,412	520,596	
当 期 末 残 高	674,265	527,936	6,438	534,375	168,566	7,986,000	19,837	1,101,119	9,275,522	△152,970	10,331,193	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高		△37,626	△19,399	9,791,197
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立				-
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩				-
剰 余 金 の 配 当				△126,154
当 期 純 利 益				646,751
自 己 株 式 の 処 分				15,345
株 式 給 付 信 託 に よ る 自 己 株 式 の 取 得				△15,345
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△12,650	1,137	△11,513	△11,513
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△12,650	1,137	△11,513	509,083
当 期 末 残 高	5,577	△36,489	△30,912	10,300,281

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

興研株式会社
取締役会 御中

監査法人 A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 岡 賢 治 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 町 田 眞 友 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、興研株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、興研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

興研株式会社
取締役会 御中

監査法人 A&Aパートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 岡 賢治 ㊟

業務執行社員

指定社員 公認会計士 町田 眞友 ㊟

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、興研株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

興 研 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	秋 山 俊 雄	Ⓔ
常 勤 監 査 役	伊 藤 善 博	Ⓔ
社 外 監 査 役	階 戸 照 雄	Ⓔ
社 外 監 査 役	白 日 光	Ⓔ

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持及び向上を図ることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、より一層の経営基盤強化のため、新技術・新製品の研究開発活動及び設備投資等に有効活用し、将来の継続的發展を図って参ります。

このような方針に基づき、当事業年度の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開の動向や収益・財務状況の推移を総合的に勘案いたしまして、期末配当及びその他剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当25円に、特別配当20円を加えて、合計45円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、227,344,275円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月29日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役伊藤善博氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 所有する当社の株式の数	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
伊藤善博 (1949年7月12日) 8,200株	1980年6月 当社入社 1998年9月 当社中部日本ブロック部長 2001年3月 当社取締役中部日本ブロック部長 2008年3月 当社執行役員中部日本ブロック部長 2015年4月 当社執行役員内部統制担当 2017年3月 当社常勤監査役(現在に至る)

(注) 伊藤善博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度の業績及びその他諸般の事情を勘案し、当事業年度末時点の取締役9名に対し、総額53,500千円(うち社外取締役1名に対し1,500千円)の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

第4号議案 取締役報酬額の改定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年3月27日開催の第49期定時株主総会において、年額180,000千円以内と決議いただき今日に至っております。

この度、その後の取締役の増員、経営環境の変化に伴う取締役責務の増大、将来的な社外取締役の増員を含む優秀な人材の確保等を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額220,000千円以内(うち社外取締役分18,000千円以内)と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は9名(うち社外取締役は1名)となっております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館) 5階 穂高
電話 (03) 3261-9921 (大代表)

新型コロナウイルス感染防止の観点から、皆様の健康と安全を優先し、本年は健康状態にかかわらず、**当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面（郵送）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

ご来場の株主様へのお土産品の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



交通 JR中央・総武線（各駅停車） 市ヶ谷駅より徒歩2分
東京メトロ有楽町線・南北線 市ヶ谷駅（1出口・A1エレベーター）より徒歩2分
都営地下鉄新宿線 市ヶ谷駅（1出口・A1エレベーター・A4出口）より徒歩2分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。